

四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について

平成22年4月27日
株式会社東京証券取引所

趣旨

当取引所では、昨年9月に公表した「上場制度整備の実行計画2009」において、昨年度の最重点課題として掲げた「環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備」と「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備」について、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、環境変化を踏まえた適時開示に係る制度及び実務の整備の一環として、上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告「四半期決算に係る適時開示、国際会計基準(IFRS)の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について」(平成22年3月24日公表)の提言を踏まえ、四半期決算に係る適時開示について、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、画一的な開示を求める枠組みを最小限にとどめ、上場会社が自らの判断に基づき、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう、最低限の要件として当取引所所定の様式を定め、それ以外の部分については、上場会社の判断に基づき開示を行うこととするなどの見直しを行います。また、本年3月期決算から国際会計基準(IFRS)の任意適用が認められたことに対応し、IFRSを任意適用する上場会社及び新規上場申請者に係る上場制度を整備します。

次に、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主による権限濫用を防止する観点から、支配株主との重要な取引を行う場合について、一定の手続きの実施を求めるなど、所要の制度整備を行うこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し (1) 四半期決算に係る開示様式の明確化	・上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合の開示について、当取引所所定の様式により行うものとします。	決算情報の開示については、共通化すべき最低限の内容として決算短信等の様式を定めている実務について、その根拠を、上場規則上、明確化する趣旨です。 ・従来のサマリー情報に相当するものを所定の様式として定めるとともに、主要な四半期財務諸表等の添付を要請します。その他の添付資料等については、投資者ニーズに応じた対応を促します。(別紙参照) ・通期決算の内容が定まった場合の開示についても、同様とします。 ・公認会計士等による財務諸表の監査又はレビューの状況を所

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化</p> <p>(3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとしします。 ・上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し、第三者にこれを提供した場合には、自社ホームページに掲載するなどの方法により当該資料の投資者への公平な提供に努めるものとしします。 	<p>定の様式上に記載することを求めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期決算情報について従前示していた早期開示目標(30日以内)は取りやめることとします。ただし、上場会社内部における重要情報の滞留を速やかに解消する観点から、より早期の四半期決算情報の開示が望ましいとする要請は継続します。 <p>従来、軽重に関らず直ちに訂正の内容の開示を必要としてきた取扱いを見直し、実務の合理化を図る趣旨です。</p> <p>投資判断に有益な情報を投資者が公平に入手できる環境を整備する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料とは、上場会社が開催する決算説明会において配布した資料をいいます。
<p>2.国際会計基準(IFRS)任意適用会社対応</p> <p>(1) 上場審査基準における取扱い</p> <p>(2) 適時開示における取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任意適用会社に対する純資産の額及び利益の額に係る基準については、IFRSによって作成した連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額及び利益の額を基に算出する額を用いることとします。 ・任意適用会社に対しては、最近5年間の連結財務諸表のうち、少なくとも最近2年間はIFRSで作成したものの提出を求めることとします。 ・任意適用会社が行う適時開示に係る軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属する当期 	<ul style="list-style-type: none"> ・「IFRS」とは、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準を指します。 ・連結財務諸表非作成会社が任意で個別財務諸表をIFRSによって作成した場合においても以下の対応を準用します。 ・「任意適用会社」とは、原則として平成22年3月期以降、IFRSによって作成した連結財務諸表を添付した有価証券報告書を提出した新規上場申請者又は上場会社を指します。 <p>IFRSには日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないこと、IFRSを導入している諸外国でも投資判断の観点からは、1株当たり当期利益の分母となる当期利益</p>

項 目	内 容	備 考
(3) 上場廃止基準等における取扱い	<p>利益」を用いることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意適用会社が行う業績予想については、売上高、営業利益、税引き前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての修正を適時開示の対象とします。 任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、IFRSと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとします。 任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。 	<p>について、非支配持分を控除した「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用していることに対応するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「包括利益」は業績予想の対象とはしないため、その修正については開示の対象とはしません。 IFRSと日本基準の差異が資本合計に影響を与える要因のうち、主要な項目による影響額を除外するなどの取扱いを想定しています。 <p>IFRSには日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないことに対応するものです。</p>
<p>3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備</p> <p>(1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備</p> <p>(2) 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとします。 上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとします。 上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な取引等とは、事業の譲渡や株式交換など上場会社が適時開示を行う必要がある事項とします。 例えば上場会社と兄弟会社との重要な取引など、実質的に同様の行為についても対象とします。 「少数株主」とは、支配株主以外の株主を指します。 入手した意見の内容のほか、対価の公正性担保措置及び利益相反回避措置に関する事項等について、適時開示の内容に含めるものとします。 <p>例えば議決権電子行使プラットフォームへの加入など機関投資家の指図権の行使を容易にするための環境整備を促すことが重要であるとの上場制度整備懇談会からの指摘を踏</p>

項 目	内 容	備 考
		まえたものです。
<p>4. その他</p> <p>(1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し</p> <p>(2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し</p> <p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が連結財務諸表提出会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いることとします。 ・ インサイダー取引規制上の重要事実該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化します。 ・ 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、当取引所の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者の異動時に限ることとします。 ・ その他所要の改正を行うものとします。 	<p>従来、単体ベースで定められていた適時開示に係る軽微基準について、投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースに改める趣旨です。</p> <p>企業行動規範など上場会社に遵守を求める規定が適時開示以外にも増加してきたことを踏まえ、内容を整理する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認書は、公衆縦覧に供さないものとします。 ・ R E I TやE T F等に関する適時開示に係る宣誓書も同様の取扱いとします。 ・ 従来、宣誓書に添付していた適時開示体制概要書の内容については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載することとします。

実施時期（予定）

- ・ 平成22年6月末を目途に実施します。
- ・ 四半期決算に係る改正は平成22年6月30日以後最初に終了する四半期決算に係る適時開示から、通期決算に係る改正は平成23年3月1日以後最初に終了する通期決算に係る適時開示から適用するものとします。
- ・ 任意適用会社のI F R Sによって作成した連結財務諸表による新規上場申請は、平成22年3月期を直前事業年度とするものから認めることとします。

以 上

別紙 四半期決算に係る適時開示の見直し（参考資料）

四半期決算短信	サマリー情報	【上場規則上最低限の要件として明確化する事項】 サマリー情報 （経営成績・財政状態の概況、配当・業績予想の状況）
	添付資料	【全上場会社に一律に添付を要請する事項】 <ul style="list-style-type: none">・四半期連結貸借対照表（要約で可）・四半期連結損益計算書（四半期累計期間）（要約で可）・継続企業の前提に関する注記（該当がある場合のみ）・株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（該当がある場合のみ） 【投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項】 <ul style="list-style-type: none">・連結経営成績、連結財政状態、業績予想の状況に関する定性的情報 （累計期間・会計期間問わず、投資者の投資判断に有用な説明）・四半期連結損益計算書（四半期会計期間）・四半期連結キャッシュ・フロー計算書・セグメント情報・個別情報が重要な場合における個別情報 等 【投資者ニーズに応じた対応例として掲げる事項】 <ul style="list-style-type: none">・決算説明会の開催など投資者への的確な説明機会を設けること・英文による説明の充実 等
四半期決算 短信以外		

上場会社自らの責任で開示の有無を判断し、四半期決算短信の添付資料として開示するものとします。当取引所は、上場会社に対し、投資者ニーズに応じた対応を積極的に行うことを要請するものとします。